

第1章

計画の趣旨・背景

1-1 計画策定の背景

 食育とは、生きる上での基本であって、教育の三本柱である知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけられています。

さらに、食育は、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

 「食」は子どもたちをはじめとするすべての人の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていくための基礎となるものです。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、食習慣の乱れや肥満や生活習慣病の増加、食の安全性の問題、食に関する情報の氾濫など食にまつわる様々な問題が起きています。

 このため、国は平成17年7月に「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育に取り組んでいくことを推進しています。

また、愛知県においても食育基本法の理念にのっとり、「県民の健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現」を食育の方向とする「あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画）」が平成18年11月に策定されました。

1-2 計画策定の趣旨

 本計画は小牧市に合致した食育推進運動の展開をめざして策定するものです。

 市民一人一人が健全で豊かな食生活を送れるように、自ら食について考え、判断する能力を養う食育を推進することが必要です。

 食育の推進にあたっては、市民一人一人をはじめとして、家庭、学校、幼稚園、保育園、地域、生産者、事業者、行政がそれぞれの立場で行動し、協働して進めていくことが必要です。

1-3 計画の位置づけ

 本計画は、食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「食育基本法」、「食育推進基本計画」、県の「あいち食育いきいきプラン」の趣旨をふまえて策定します。

1-4 計画の期間

 本計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

 国の「食育推進基本計画」及び、県の「あいち食育いきいきプラン」の計画期間が平成22年度までとなっていることから、上位計画の評価・見直しを受けて、本計画の見直しをするとともに、計画の達成状況や社会情勢等の変化をふまえながら修正等を行い、継続していくものとします。

